

2024年8月29日

受益者の皆さまへ

JP投信株式会社

受託銀行との資金の借入条件緩和に伴う投資信託約款変更についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、この度弊社が設定・運用を行っておりますファンドにおいて、投資信託約款に定めております、受託銀行と弊社における資金の借入に関する条件を緩和することとなりました。

従前は、各ファンドの純資産総額の10%が借入上限だったため、これを超える不測の資金移動が発生した場合には対処が困難でありましたが、上限の制約がなくなることでファンド運営の安定性向上につながり、受益者の皆さまの利益に資するものと考えております。

これに伴い下記の7ファンドにつきまして、投資信託約款の変更を行いますのでお知らせ致します。なお、本件の変更に伴った弊社運用ファンドの運用方針、および運用プロセスに関する実質的な変更はございません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

今後とも、当ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託 JP4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定コース

追加型証券投資信託 JP4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）安定成長コース

追加型証券投資信託 JP4 資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）成長コース

追加型証券投資信託 JP4 資産均等バランス

追加型証券投資信託 JP 日米バランスファンド

追加型証券投資信託 JP4 資産バランスファンド（DC）

追加型証券投資信託 JP 日米バランスファンド（DC）

2. 変更内容（全ファンド共通）

変更後	現行
<p>(資金の借入れ)</p> <p>第 27 条②</p> <p>一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。<u>(以下、削除)</u></p>	<p>(資金の借入れ)</p> <p>第 27 条②</p> <p>一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。<u>ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。</u></p>

3. 約款変更適用日

2024 年 8 月 30 日

以上

JP 投信

商号：JP 投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2879 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会